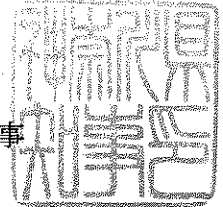


水第 1073 号  
令和 3 年 4 月 16 日

神奈川県漁業調整委員会 様

神奈川県知事



移動式刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和8年4月16日までとする。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数の他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

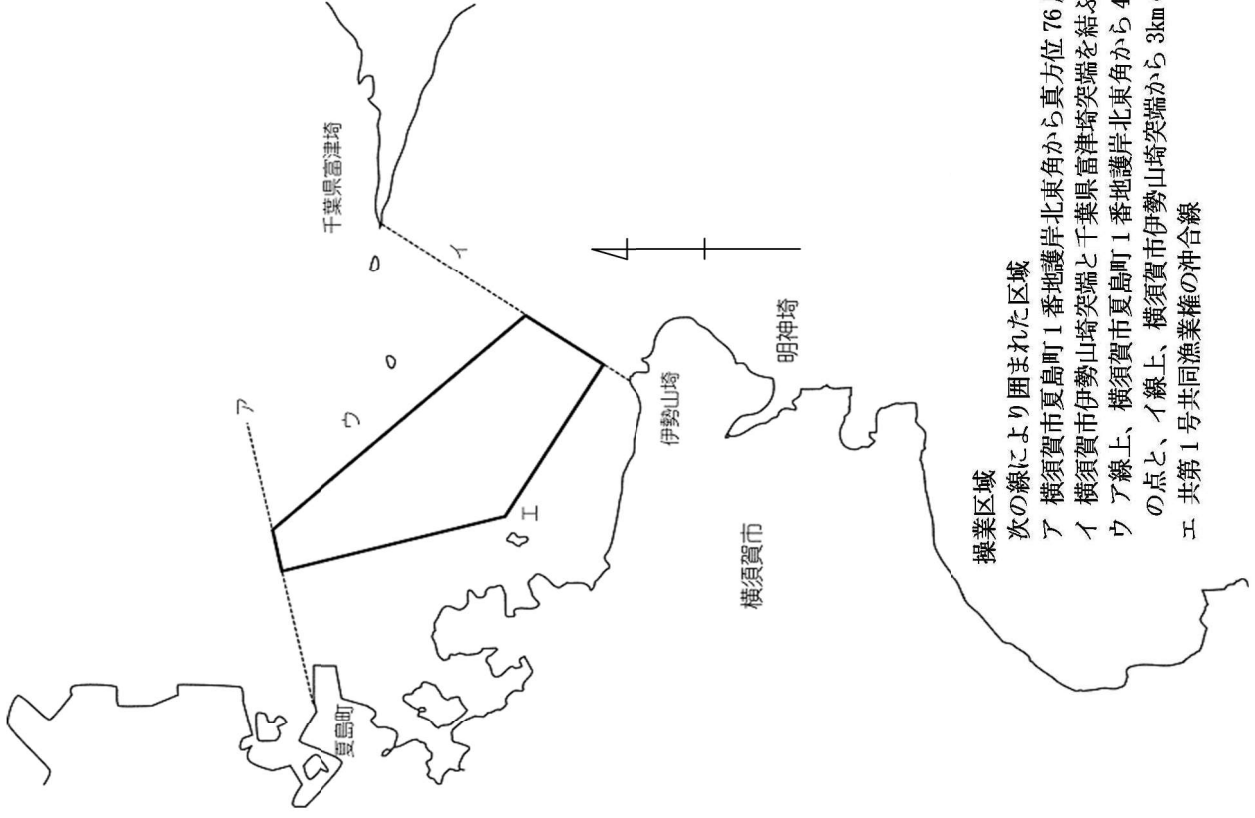
漁業種類	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の数の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
このしろ、ぼら、たなご及びくろだいの目的とする狩刺し網漁業	1	定めなし	横須賀市浦賀地先から横浜市区福浦2丁目地先護岸にある公衆便所屋根最高部より正東線以南の神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市船越町、浦郷町、安浦町、公郷町、三春町、田戸台に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてこのしろ、ぼら、たなご及びくろだいの目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。	令和3年4月30日から同年5月31日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の数の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
いしもち、すずき一枚網漁業	1	定めなし	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで。ただし、いしもちを目的とする場合は1月1日から4月30日まで。すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで。	横須賀市、船越町、浦郷町、安浦町、公郷町、三春町、田戸台に漁業根拠地を有している者	1 網の日合は次のとおりとする。 (1)いしもちを目的とするもの5.3cm以上 (2)すずきを目的とするもの9cm以上 2 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	令和3年4月30日から同年5月31日まで	令和3年6月14日から令和8年6月13日まで

か れ い い を び た い を 目 的 と す る 三 枚 網 漁 業	1	定 め な し	次 の 線 に よ り 囲 ま れ た 区 域 ア 横 須 賀 市 夏 島 町 1 番 地 護 岸 北 東 角 か ら 真 方 位 76 度 14.8 分 の 線 イ 横 須 賀 市 伊 勢 山 埼 突 端 と 千 葉 県 富 津 埼 突 端 を 結 ぶ 線 ウ ア 線 上 、 横 須 賀 市 夏 島 町 1 番 地 護 岸 北 東 角 か ら 4.5km の 点 と 、 イ 線 上 、 横 須 賀 市 伊 勢 山 埼 突 端 か ら 3km の 点 を 結 ぶ 線 エ 共 第 1 号 共 同 漁 業 権 の 沖 合 線	5 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で。	横 須 賀 市 船 越 町 、 浦 郷 町 、 安 浦 町 、 公 郷 町 、 三 春 町 、 田 戸 台 に 漁 業 根 拠 地 を 有 し て い る 者	1 網 の 張 立 時 間 は 15 時 か ら 翌 日 10 時 ま で と す る。 2 漁 具 の 規 模 の 限 度 は 次 の と お り と す る。 (1)目 合 9 cm 以 上 (2)網 の 高 さ 3m 以 下 (3)網 1 反 の 長 さ 70 m 以 下 (4)1 隻 の 網 の 使 用 反 数 15 反 以 下	令 和 3 年 4 月 30 日 か ら 同 年 5 月 31 日 ま で	令 和 3 年 6 月 14 日 か ら 令 和 8 年 6 月 13 日 ま で
---	---	------------------	---	---	--	---	--	--



**操業区域**

次の線により囲まれた区域

- ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線
- イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線
- ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線
- エ 其第1号共同漁業権の沖合線

## 1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	横須賀市東部漁協横須賀支所所属の漁業者に許可しているこのしろ、ぼら、たなご及びくろだいを目的とする狩刺し網漁業、いしもち、すずき一枚網漁業及びかれい及びたいを目的とする三枚網漁業は、直近の操業実績もあり、継続した操業希望もあることから、現状どおりとした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	対人許可は船舶の総トン数及び数を制限措置として定めず、人数のみ上限を定める。なお、人数は実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の総和を基準に、漁業調整上・資源保護上問題の生じないと考えられる範囲内とした。
操業区域	現行許可のとおりとした。
漁業時期	現行許可のとおりとした。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	<p>このしろ、ぼら、たなご及びくろだいを目的とする狩刺し網漁業は、共同漁業権を含む操業区域として許可をするため、共同漁業権と同様関係地区を地元漁業根拠地があり、かつ当該漁業権の免許を受けている漁協の受忍を受けている者に限定する。</p> <p>いしもち、すずき一枚網漁業及びかれい及びたいを目的とする三枚網漁業は、操業区域の地先に漁業根拠地がある者に限定する。</p> <p>今回対象の漁業許可は、有効期間満了に伴う現行許可の切替に係るものであるため、これに配慮した漁業根拠地に限定する。</p>

## 2 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

このしろ、ぼら、たなご及びくろだいを目的とする狩刺し網漁業は、共同漁業権を含む操業区域内で操業するため、「共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。」ことを条件とする。

いしもち、すずき一枚網漁業及びかれい及びたいを目的とする三枚網漁業は、対象魚種に特化した漁具の仕様等を条件とする。

## 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則（以後「規則」とする）第12条第2項においては申請期間を1月を下らない範囲とすることと規定している。今回は既存許可の切り替えに伴うものであり、特に短縮する必要性は認められないため、1月とする。

#### 4 許可の有効期間について

##### ○このしろ、ぼら、たなご及びくろだいを目的とする狩刺し網漁業

現行許可の有効期間満了に伴う切替に係るものであるが、狩刺し網漁業については規則改正後に許可を発出済みであり、制限措置の制定等、当該漁法に関する漁業調整上・資源管理上の合理性を考慮すると許可の有効期間を統一する必要があることから、先行する許可にあわせて許可の有効期間を短縮する。

##### ○いしもち、すずき一枚網漁業及びかれい及びたいを目的とする三枚網漁業

現行許可の有効期間満了に伴う切替に係るものであることから、それぞれの許可の有効期間満了日の翌日から神奈川県漁業調整規則第16条第1項に規定する5年間とする。

#### 5 関係規定

##### ○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

**第5条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
- (3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業
- (4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
- (7) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。)
- (9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長24センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

2 前項の許可(以下この章(第17条を除く。)において「許可」という。)は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

**第12条** 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除

く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4～9（省略）

（許可の有効期間）

**第16条** 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。